



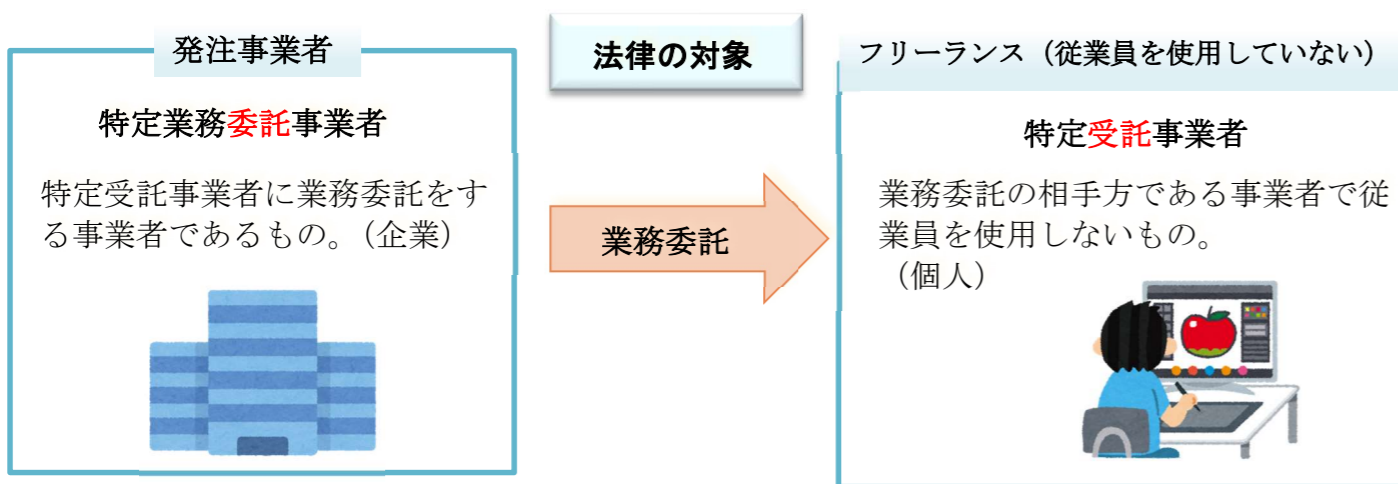
# Nabeshima Labor Management



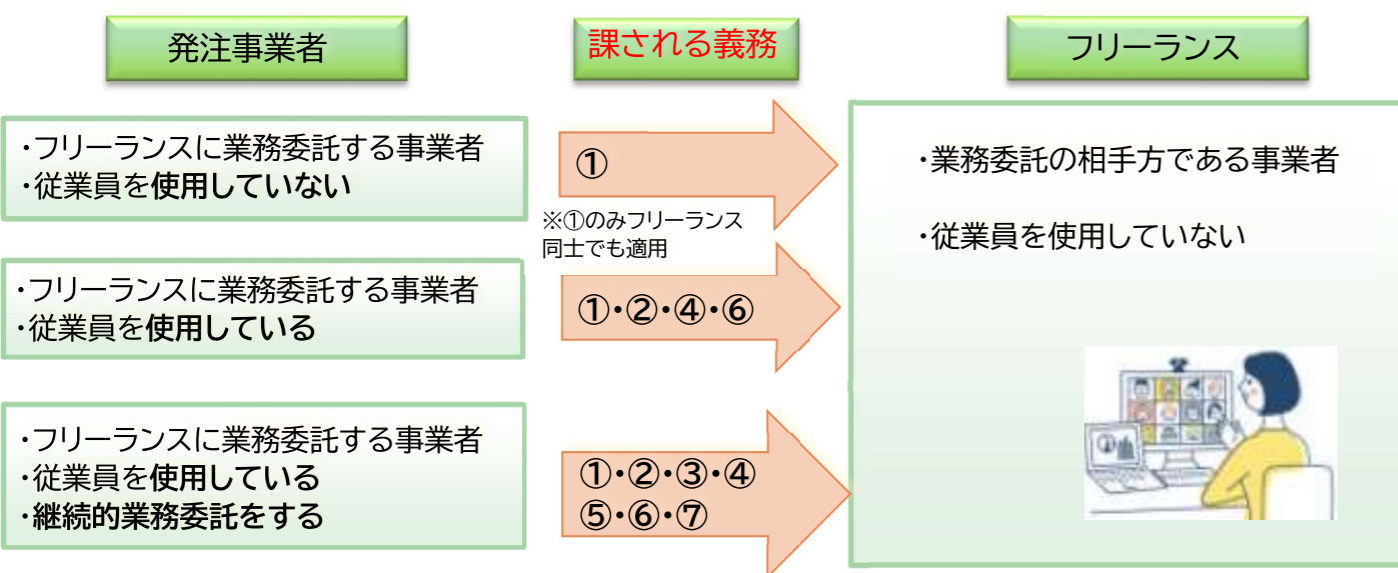
『特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律』  
(フリーランス・事業者間取引適正化等法) が可決成立しました。

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため  
 ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と  
 ②フリーランスの方の就業環境の整備を目的としています。



発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



## 発注事業者に課される義務

義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと ※例えばフリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」等が禁止されます。
④募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ●虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ●内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと。
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること
⑦中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

施行日  
 この法律は2024(令和6)年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定になっています。

## お知らせ

《筆者：山崎》

### ●リスキングを条件に失業給付を受給するまでの期間を見直しへ

現状では自己都合退職の場合は失業給付を受給するまでに2か月ないし3か月の給付制限期間が設けられていますが、失業給付の申請時点から遡って例えば1年以内にリスキングに取り組んでいた場合などについては会社都合の場合と同じ扱い(給付制限なし)とするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で見直しが進んでいます。 ※リスキングとは「新しい職業に就くために、あるいは今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために必要なスキルを学ぶこと」です。

### \*夏季休暇

誠に勝手ながら8月12日(土)～16日(水)まで夏季休暇とさせていただきます。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願い申し上げます。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2  
 TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298  
 ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>  
 E-mail: [nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)

